

東洋大学附属姫路高等学校同窓会(東洋会)会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は東洋大学附属姫路高等学校同窓会(東洋会)と称し、事務所を東洋大学附属姫路高等学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 会員相互の親睦と教養の向上
- ② 会員名簿の作成、整備
- ③ 母校の教育向上、発展のための協力
- ④ 周年記念行事を行う
- ⑤ その他、本会の目的の達成に必要な事項を行う

(会員)

第4条 本会は下記の会員を以て組織する。

- ① 正会員 (本校を卒業した者)
- ② 名誉会員 (本校の校長・副校長及び教頭)
- ③ 特別会員 (本校の旧職員及び現職員)
- ④ 正会員は入会の際、会費として規定の金額を納める。
なお、その金額は理事会によって決定される。

(支部)

第5条 本会は常任理事会の承認を得て、会員が多数存在する地域に支部を置くことができる。

- 2 支部を設置したときは、支部規約を定め、当該支部長は毎事業年度終了後遅滞なく本会に会計報告を提出しなければならない。

第2章 役員及び顧問・参与

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
会 計	2名
会計監査	2名
事務局長	1名

常任理事 若干名
理事 若干名
幹事 若干名

- 2 役員のうち、会長、の選出方法は、理事会で若干名の選考委員を選び、同委員会が会長について候補者を選び、総会で承認する。
- 3 副会長、会計、会計監査、事務局長、理事及び幹事は、卒業回別、地域別を考慮して正会員の中から会長が委嘱する。
- 4 常任理事は、理事の中から会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、3年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者及び他の役員が残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後、後任者の就任するまでその職務を遂行するものとする。

(顧問)

第8条 本会に顧問若干名を、歴代会長の中から常任理事会の推薦により置くことができる。

- 2 顧問は、本会の活動に関して会長その他の役員求めに応じ必要な助言を行う。

(参与)

第8条 本会は参与若干名を、有識者又は母校の育友会役員の中から常任理事会の推薦により置くことができる。

- 2 本会は参与に対して助言、協力を求めることができる。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。
- ③ 理事は理事会を構成し、会務の遂行を決定する。
- ④ 常任理事は常任理事会を構成し、会務全般の運営について企画立案し、理事会に提案する。
- ⑤ 会計は本会の会計全般を処理、統括する。
- ⑥ 会計監査は本会の会務・財務を監査し、総会に報告する。
- ⑦ 幹事は同窓会活動にかかわる諸業務について、会員と本会との連絡及び調整にあたる。

第3章 総会

(総会)

第11条 総会は通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年7月とし、会長が招集し開催する。
- 3 臨時総会は、会長又は常任理事会が必要と認めた場合に開催する。

(議長)

第12条 総会の議長は、会長又は会長の指名した者が当たる。

(決議事項)

第13条 総会では次の事項を審議、承認、決議する。

- ① 会則の制定及び変更
- ② 会長の選任並びに解任
- ③ 本会の予算・決算、事業の計画及び報告
- ④ 本会の解散
- ⑤ その他、会長、理事、又は常任理事会において必要と認めた事項

(総会の決議)

第14条 総会の決議は、出席した正会員及び欠席理事・幹事の委任状の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。

第4章 会 議

(理事会)

第15条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長、会計、会計監査、事務局長及び理事をもって構成する。
- 3 理事会は、毎年3回以上会長が招集し、開催する。
- 4 理事の過半数が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、理事会を招集しなければならない。

(理事会の決議事項)

第16条 理事会においては、次の事項を審議、承認、決議する。

- ① 総会に提出する議案
- ② 総会から委任された事項
- ③ 本会の運営に関して必要と認める事項

(常任理事会)

第17条 本会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、会計、会計監査、事務局長及び常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、開催する。
- 4 常任理事会の過半数が必要と認めるときは、書面により会議の目的たる事項を示し、常任理事会を招集しなければならない。

(常任理事会の決議事項)

第18条 常任理事会においては、次の事項を審議、承認、決議する。

- ① 総会に提出する議案

- ② 規定、規律、細則等の制定及び改廃
- ③ 総会又は理事会において委任された事項
- ④ 本会の運営に関する臨時、緊急の事項

(理事会・常任理事会の議長)

第19条 理事会・常任理事会の議長は、会長の指名した者がこれにあたる。

(理事会・常任理事会の決議)

第20条 理事会・常任理事会の決議は、出席理事・常任理事の過半数をもって決す。
可否同数の時は、議長の決すところによる。

(執行役員会)

第21条 本会に執行役員会を置き、日常業務を執行する。

- 2 執行役員会は、会長、副会長、会計、事務局長をもって構成する。
- 3 執行役員会は、必要に応じ会長が招集し、開催する。
- 4 執行役員会は、総会・理事会及び常任理事会を招集できない緊急事項について処理することができる。

(委員会)

第22条 本会の運営を円滑に執行するため、会長は必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員は、役員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 3 各委員会は、同窓会活動の企画・運営と調整にかかわる諸事業を行う。
- 4 特別委員会は特別の目的にかかわる諸事業を行う場合に設置できる。
- 5 各委員会は、委員会ごとに委員長1名を選出する。
- 6 各委員会は、必要に応じ、当該委員長が招集し、開催する。

(事務局)

第23条 本会に事務局を置き、事務局員は理事又は幹事の中から選任し、会長が委嘱する。

- 2 事務局は、事務局長が統括し、議事録の作成及び会務運営の調整にあたる。

第5章 会 計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(経費)

第25条 本会の経費は次のものをもってこれに充てる。

- ① 会費
- ② 寄付金
- ③ その他の収入

(資産の管理)

第26条 10条の⑤により削除する

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第27条 会則の変更は、通常総会又は臨時総会において決議し、出席正会員及び欠席理事・幹事の委任状の3分の2以上の賛成を得て成立する。

第7章 補則

(呼称)

第28条 本会の呼称は「東洋会」と称する。

付則

この会則は、平成27年7月18日開催の通常総会において、出席正会員及び欠席理事・幹事の委任状の3分の2以上の賛成を得て、旧会則を上記のとおり変更することに可決確定したので、同日これを施行する。

改訂文

令和4年4月1日